

# 26年度診療報酬改定 FAX ニュース③

大阪府保険医協会

2026年7月1日

## 診療情報提供料(I)

### 6月以降、レセプトに情報提供先の記載が必須

2026年度診療報酬改定において、「診療情報提供料(I)」の診療報酬明細書(レセプト)記載要領が変更されました。

6月診療分(7月請求分)から、保険医療機関宛ての場合でもレセプト摘要欄に情報提供先の記載が必要です。

#### 【レセプト記載要領の抜粋】

項番	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システムコード	左記コードによるレセプト表示文言
145	診療情報提供料(I)	情報提供先を記載すること。	830100080	情報提供先(診療情報提供料(1));*****

#### レセプト表示例(摘要欄部分)

13	診療情報提供料(I) 診療情報提供料算定 ●日 情報提供先(診療情報提供料(1)); ●●病院 250×1
----	--

\*\*\*\*\*の部分  
に、医療機関名  
を記載します。

今年度改定前の記載要領は、

「(保険医療機関以外の機関へ診療情報を提供した場合)情報提供先を記載すること。」となっていたため、保険医療機関以外(市町村や保険薬局等)へ情報提供した場合のみ提供先の記載が必要でした。

今年度改定で、前置きの「(保険医療機関以外の機関へ診療情報を提供した場合)」が削除されました。そのため、保険医療機関宛ての場合でも、提供先の記載が必要となりました。

大阪府保険医協会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2-2-20-401 TEL 06-6568-7721 FAX 06-6568-2389